

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）が発注する消防局、米子消防署、境港消防署及び米子消防署皆生出張所を一括とする自家用電気工作物保安管理業務委託（以下「委託業務」という。）に適用する。

2 点検周期及び施設概要

施設名	点検周期	施設概要等
消 防 局	毎月 1 回	別紙 2 のとおり
米子消防署	毎月 1 回	別紙 3 のとおり
境港消防署	毎月 1 回	別紙 4 のとおり
米子消防署 皆生出張所	毎月 1 回	別紙 5 のとおり

3 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

4 委託業務の内容

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、甲の立会いのもとに、別紙 1 の点検業務実施要領（各施設共通）（以下「実施要領」という。）に定める月次点検、年次点検及び臨時点検を行うこと。また、消防設備点検（総合点検）時において、必要機器の操作等を行う事（区分開閉器（PAS）の操作等）。
ただし、乙が乙の負担により絶縁監視装置を設置した場合は、実施要領 に定める月次点検の周期を隔月 1 回とすることができるものとする。
- (2) 電気事故（保安規程第 3 条の事故をいう。以下同じ。）が発生したときに当該電気事故に対する応急措置及び必要な指示をすること。
- (3) 監督官庁が行う電気工作物の検査に立ち会うこと。
- (4) 電気工作物の新設、増設及び改修工事の設計について必要な助言を行うこと。
- (5) 電気工作物の工事及び竣工検査に立ち会うこと。
- (6) 電気工作物に関する点検記録、竣工検査記録及び電気事故記録を作成し、その都度甲に提出すること。
- (7) 電気工作物の運転操作に関する必要な事項などを甲の職員に指示すること。
- (8) 電気工作物の運転操作上の重要事項を適当な箇所に明示すること。
- (9) 電気工作物の運転操作に必要な備品及び予備品を所定の場所に整備保管すること。
- (10) 前各号に定めるほか、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督業務を処理するとともに、必要な指導、助言を行うこと。

- (11) 乙は、事業場において点検等を行う際は、身分を示す証明書により、本人であることを甲に対して明らかにするものとする。

5 報告等

- (1) 委託業務の処理が完了したときは、その都度甲の職員に点検報告書を提出すること。また本業務の履行が完了した時点（年度末）で業務完了報告書を提出すること。

なお、委託業務の処理をした結果、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項及びその他報告が必要な事項がある場合は、甲に指導又は助言を行うこと。

- (2) 乙は、必要に応じて官庁申請等の手続き業務を行うこと。

6 緊急時の連絡と対応

- (1) 乙は、甲に緊急時の連絡方法を通知すること。
- (2) 甲が所有する電気工作物に重大事故等の不測の事態が発生した場合は、速やかにその復旧のための措置、指導又は助言が行える体制を整えておくこと。

7 遵守事項

- (1) 乙は、委託業務を処理するために必要な資格及び経験を有するものとし、本仕様書及び関係法令を遵守し、委託業務を誠実に行うものとする。
- (2) 乙は、委託業務の処理に当たっては、実施日時及び実施内容について、甲と十分に協議を行い、甲の業務に支障が生じないように実施するものとする。
- (3) 乙は、委託業務の処理に当たっては、甲の職員及び第三者に対して、事故等が生じないよう安全に行うこと。
- (4) 乙は、委託業務の処理に当たって事故等が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに、当該事故等に対する応急措置を行うものとする。
- (5) 乙は、委託業務の処理に当たっては、甲の施設並びに設備を破損又は汚損しないように行うこと。
- (6) 乙は、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

点検業務実施要領（各施設共通）

点検業務の実施項目

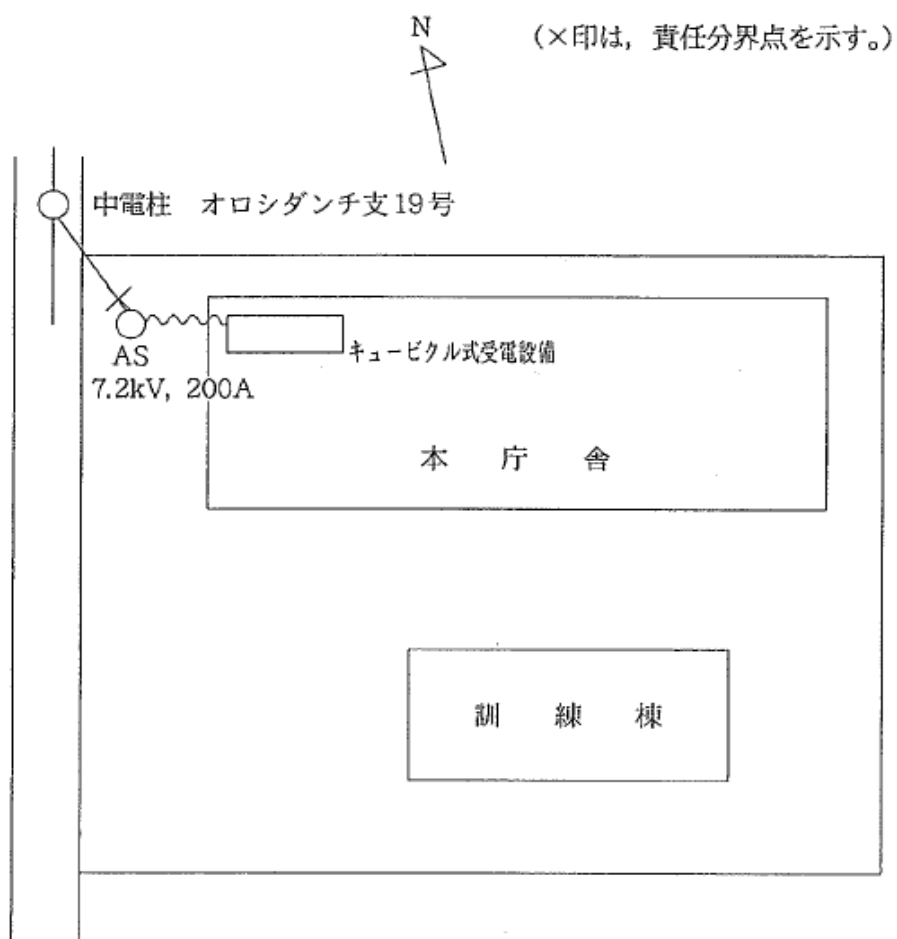
区分	電気工作物	実施項目	摘要	
月次点検	電気設備全般	外部点検 (注)非常用予備電源装置については、外部点検以外に発電装置は起動停止の状態を、蓄電池は電解液量をそれぞれ確認、点検を行なう。	変圧器バンクごとの電圧・電流のチェック（配電盤等に計測器の取り付けてあるもの）及び漏洩電流の測定を行なう。	
年次点検	受電設備	責任分界点となる開閉器引込線等	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		受配電盤	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		計器用変成器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		保安装置（継電器）	外部精密点検 動作試験（表示・警報）	
		高圧遮断器 高圧開閉器類	外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験（表示・警報）	
		変圧器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		その他機器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定	
	構内電線路	電線路	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
接地装置		外部精密点検 接地抵抗測定		

区分	電 気 工 作 物		実 施 項 目	摘 要
年 次 点 検	使用場所の設置	配線及び機械器具	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接 地 装 置	外部精密点検 接地抵抗測定	
	非常用予備電源装置	発 電 装 置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		蓄 電 池 装 置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定は、充電器の電源回路のみ実施
		接 地 装 置	外部精密点検 接地抵抗測定	
臨 時 点 検	受 配 電 盤		計器校正試験	誤差が大きく校正試験が必要なとき実施
	保 安 装 置		継電器動作特性試験及び遮断装置結合動作試験	
	高圧機器の絶縁油 (変圧器等)		絶縁油点検	過負荷、短絡等の実績があり、点検を必要とするとき実施
			絶縁油の絶縁耐力及び酸価試験	絶縁油点検の結果により実施
	電 非 源 常 用 用 装 予 置 備	発 電 装 置	制御装置試験 (シーケンス試験)	
		蓄 電 池 装 置	セル電圧、液比重、液温の測定	
	電 気 設 備 全 般		外 部 点 検	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施
高 圧 遮 断 器 高 圧 開 閉 器		内 部 点 検		

※ 外部精密点検には、端子締付点検を含む。

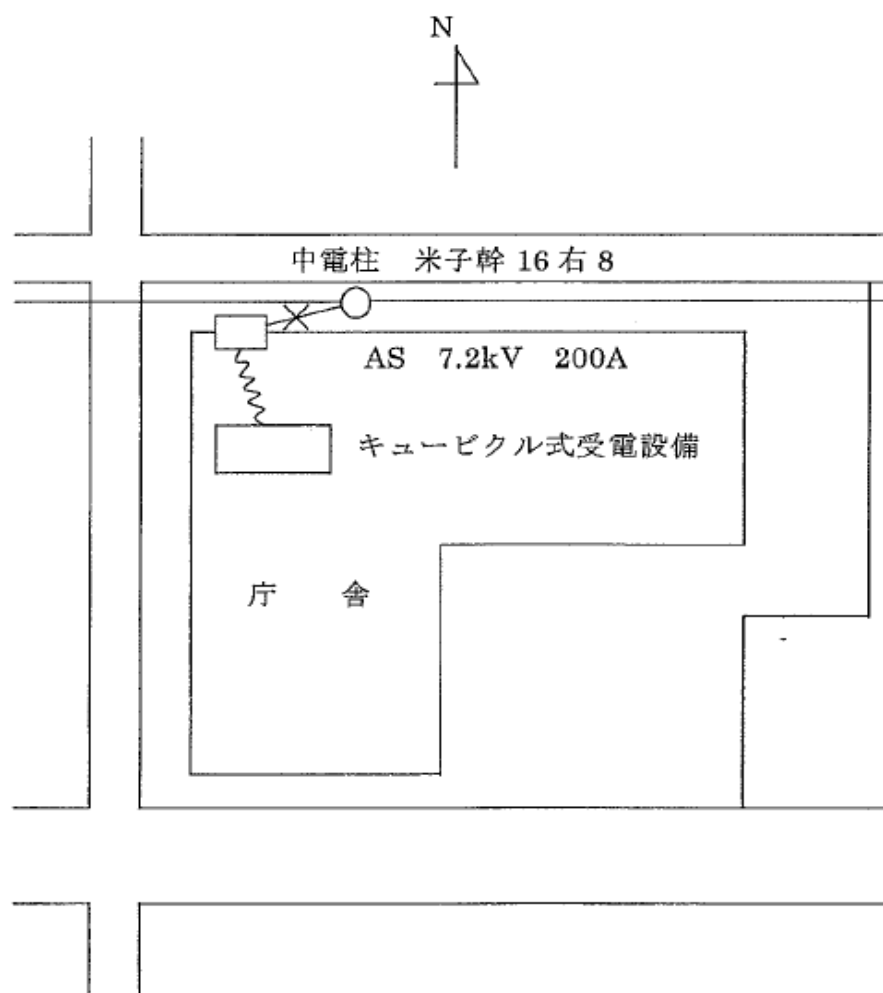
※ 疑義のある場合は、当局と協議すること。

名 称	鳥取県西部広域行政管理組合消防局
電気使用区域	鳥取県米子市両三柳5452番地
受電電力の容量	180KW (三相200KVA 单相75KVA)
受 電 電 圧	6.6KV
責 任 分 界 点	構内第1柱上に設置する高圧気中開閉器(7.2KV 200A)の電源側端子
受電電力遮断開閉器	真空遮断器 7.2KV 400A 8KA
発 電 機 容 量	250KVA

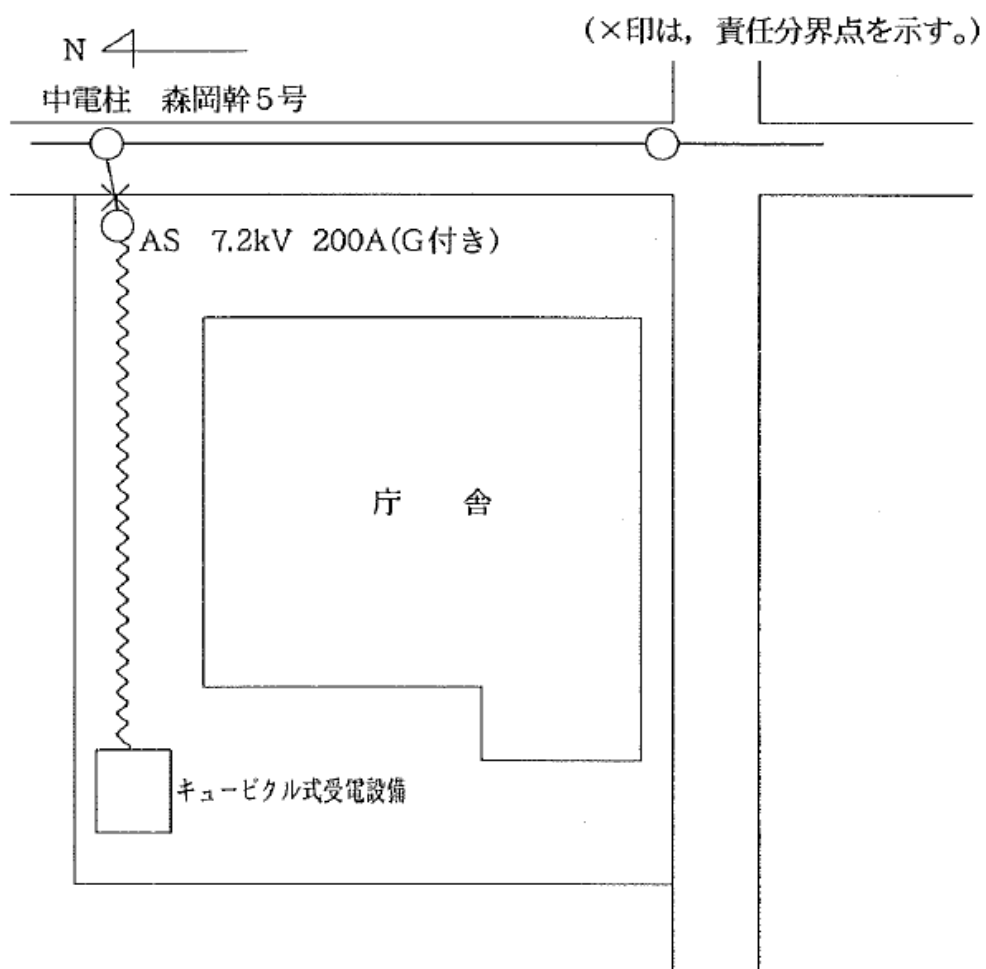


名 称	鳥取県西部広域行政管理組合米子消防署
電気使用区域	鳥取県米子市富士見町一丁目103番地の1
受電電力の容量	165KW (三相150KVA 单相100KVA)
受 電 電 圧	6.6KV
責 任 分 界 点	構内屋側に設置した高圧気中開閉器(7.2KV 200A)の電源側端子
受電電力遮断開閉器	真空遮断器 7.2KV 400A 8KA
発 電 機 容 量	150KVA

(×印は、責任分界点を示す。)

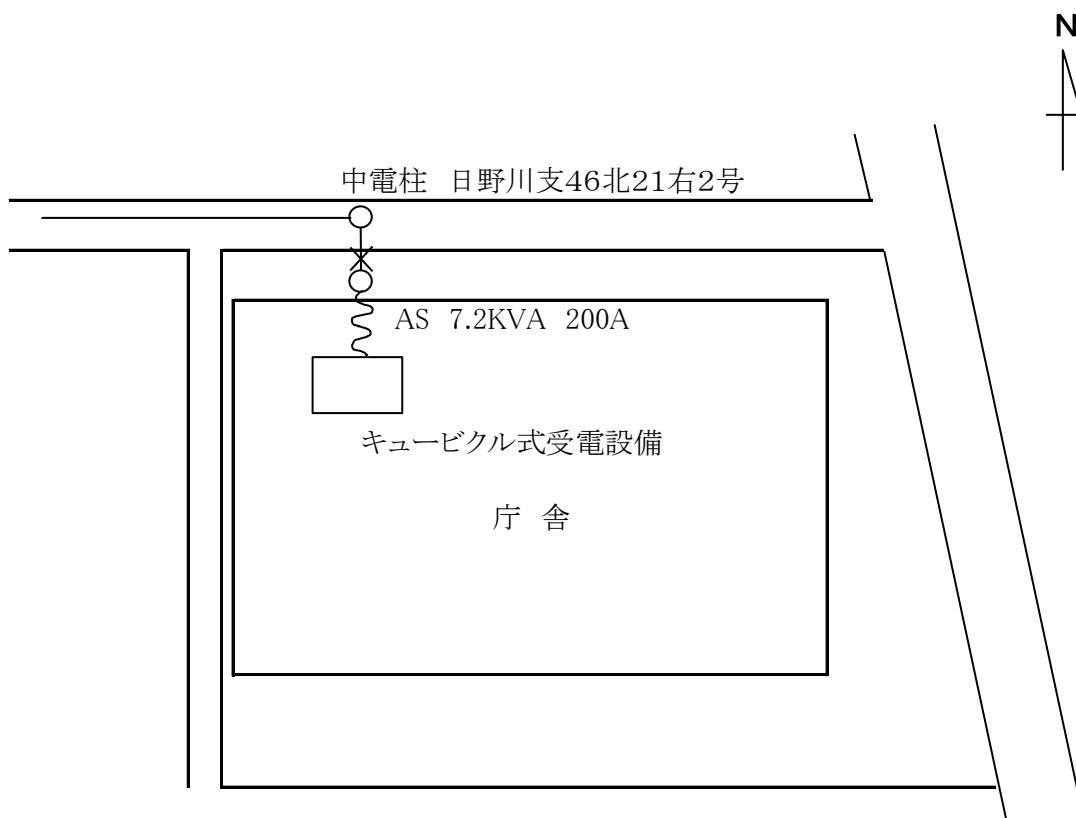


名 称	鳥取県西部広域行政管理組合境港消防署
電気使用区域	鳥取県境港市中野町2116番地
受電電力の容量	80KW (三相75KVA 单相30KVA)
受 電 電 圧	6.6KV
責 任 分 界 点	構内第1柱上に設置した高圧気中開閉器(7.2KV 200A)の電源側端子
受電電力遮断開閉器	高圧負荷開閉器 7.2KV 200A 電力ヒューズ 7.2KV 30A 8KA
発 電 機 容 量	25KVA



名 称	鳥取県西部広域行政管理組合米子消防署皆生出張所
電気使用区域	鳥取県米子市上福原313-1
受電電力の容量	78KW (三相75KVA 单相30KVA)
受 電 電 圧	6.6KV
責 任 分 界 点	構内第1柱上に設置する高圧気中開閉器(7.2KV 200A)の電源側端子
受電電力遮断開閉器	高圧負荷開閉器 7.2KV 200A 電力ヒューズ 7.2KV 40A 8KA
発 電 機 容 量	31.5KVA

(×印は、責任分界点を示す。)



令和 5 年 3 月 1 4 日

入 札 書 (第 回)

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成 8 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 3 号）第 2 条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和 3 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 7 号）第 2 条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

件 名	消防庁舎自家用電気工作物保安全管理業務
業 務 場 所	鳥取県西部広域行政管理組合消防局ほか 3 署所
入 札 金 額	金 円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 件 名 消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務
- 2 入 札 日 令和5年3月14日
- 3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配達日
指定郵便

配達指定日

令和5年3月13日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広消5
案 件 名	消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。